

No.維持管理-2-1	地域が参加する維持管理
-------------	-------------

技術の目的

緑地の維持管理に地域の住民、団体、企業の方を募ることで、地域に根差した緑にするとともにコミュニティの醸成を図る。

導入する局面	創出	維持管理	利活用
適用空間	水域		陸域

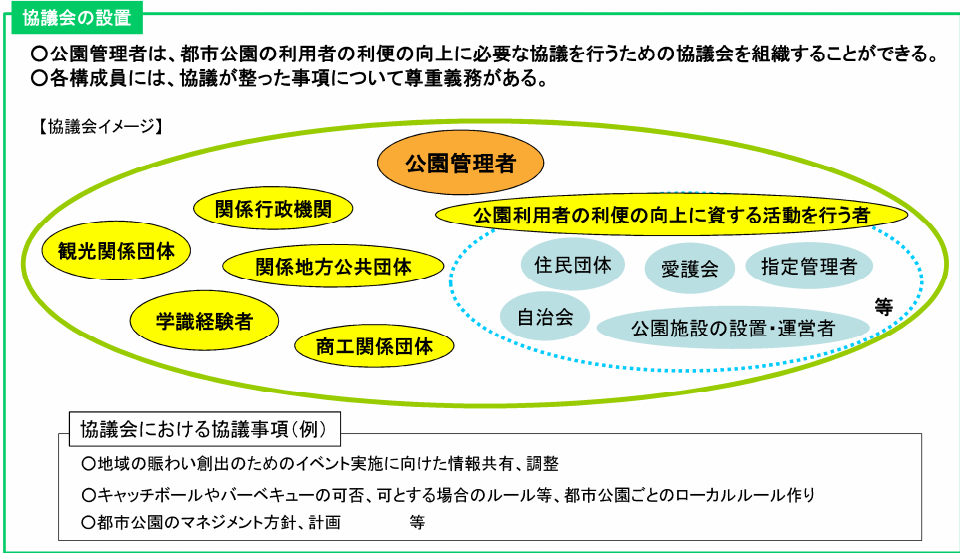
技術の内容・事例

■技術の内容

1. 中央区が管理している公園・緑地などにおける取組
 - ・中央区では、区道などの花壇の植付けや管理を中心としたボランティアを募る「アダプト制度」と、公園の日常的な維持管理作業を地域の方に担ってもらう「公園自主管理制度」により、地域が参加する緑の維持管理に取り組んでいる。

制度名	対象となる空間	主な活動内容
アダプト制度	区立公園、緑地帯、区道上の花壇など	草花の植付け、除草、水やり、花がら摘み、清掃など
公園自主管理制度	区立公園・児童遊園	清掃、除草、水やり、見守り、安全点検、芝生管理、ごみ収集分別など

2. 都市公園法に基づく協議会の設置
 - ・都市公園法では民間事業者による活用や地域における公園利用のルール調整などに対応することを念頭に、公園管理者と地域の関係者などが情報交換を行い協議しながら活性化方策やルールなどを決定・実行していくための協議会を法定化している。
 - ・特に本区における P-PFI（公募設置管理制度）事業の導入に当たっては、下記に示すステークホルダーの参加による協議会の設置を活用することが望ましい。

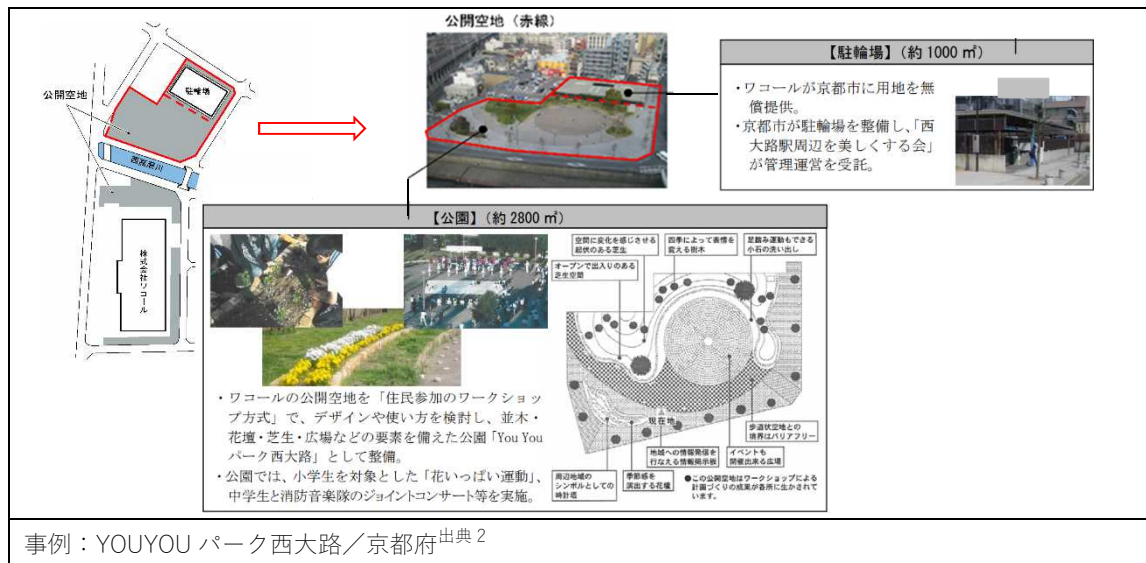


図：出典 1

■導入事例

1. 民間の緑地における取組事例

- 企業の社屋の建て替えに伴う公開空地の整備に当たり、設計段階から住民がワークショップで関わり清掃などの維持管理を地域住民組織と協働で担っている事例がある。



■出典・参考資料

- 1 国土交通省都市局公園緑地・景観課「都市公園法改正のポイント」(平成 29 (2017) 年)
https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000073.html
- 2 国土交通省都市局「景観形成に関する普及方策の検討」(平成 18 (2006) 年)
<https://www.mlit.go.jp/crd/townscape/fukyuu/index.htm>

基本指針との関連

居心地がよく歩きたくなる 水と緑にかこまれたまち		水と緑を楽しみ 魅力とにぎわい にあふれたまち	水と緑が守り、育む 環境共生型のまち		緑が支える 防災・減災のまち
良好な 景観形成	暑熱対策	人の集う場・ 活動の場	都市の 水管理	都市の生物 多様性確保	防災・減災
		◎			

注) ◎：各基本指針の主要な機能として期待される項目、○：各基本指針の副次的な機能として期待される項目

期待される効果

環境			防災			福祉・教育			地域振興		商業・観光振興					
ヒートアイランド減少の緩和	都市における生物多様性の確保	水質改善	災害(火災・水害など)の軽減	災害時の復旧活動・支援拠点	災害伝承・防災教育の場	健康増進・介護予防	緑の景観によるストレス軽減	子育て支援	環境教育・自然とのふれあい	コミュニティの醸成	地域の自然観・郷土愛の醸成	都市の魅力・競争力の向上	不動産価値の向上	観光・商業振興	労働生産性の向上	労働環境の改善
						●			●	●	●					